

障害福祉施設等の基準等を定める条例に係る県独自の基準について

1 非常災害対策について（各社会福祉施設等共通の基準）

（1）概要

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要があります。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画（※）においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設けることとしました。

独自基準については、従来の国基準の内容に加え、以下のような内容としました。

※「山梨県地域防災計画」 <http://www.pref.yamanashi.jp/bousai/76895065930.html>

（2）従来の国の基準について

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。
- ・ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

（3）条例で新たに追加する独自の基準について

既に指定済みの施設等については、実地指導において確認を行います。

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしました。
(義務規定)

(留意点等)

- ・ 施設等設置者においては、適宜、非常災害に関する具体的計画（以下「防災計画」）を見直し、風水害・火山災害など想定し得る非常災害についてご勘案いただいた上で、必要な事項の追加・修正等を行ってください。

なお、山地災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害による被害想定地域など、あらかじめ危険が想定されている地域については、災害に関する情報の伝達方法や避難すべき地域、判断基準等を市町村がそれぞれの市町村地域防災計画、ハザードマップなどに定めています。

- ・ 防災計画のみの変更の場合は県への届け出は不要ですが、防災計画の変更を受けて「運営規程」の内容が変わる場合は、運営規程に関する「変更届出書」及び運営規程（新・旧）の提出が必要となります。

※「発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画」とは、一つの防災計画書の中に複数の災害への対策が規定されることを否定するものではありません（災害の種類ごとに別冊の計画書の作成を意味しているではありません。）

- ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関のほか、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加えました。(努力義務)

(留意点等)

従来の国の基準(省令)において、定期的に行うこととなっている避難、救出その他必要な訓練について、非常災害時に、消防機関のほか、近隣住民、地域の消防団、ボランティア組織等の連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、平常時からの体制づくりが重要であることから、訓練実施の際にはこれら関係機関との連携に努めるものとししました。

- ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食糧等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設けました。(努力義務)

(例示：指定障害者支援施設)

国基準省令	県 条 例
(非常災害対策) 第四十四条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。	(非常災害対策) 第五十条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
	2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定障害者支援施設等の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	3 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
	4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
	5 指定障害者支援施設等は、非常災害の際に利用者、従業員等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(留意点等)

- ・ 備蓄する「非常食糧等」とは、社会福祉施設等では飲料水や食糧、おむつなどの日用品が想定されます。また、「防災資機材」の例として、発電機、照明器具、簡易型トイレ、シート類等が挙げられます。
- ・ 山梨県防災計画では、施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え非常食糧等の備蓄を3日分程度行うこととしています。
飲料水や食糧のほか、利用者、従業員等が利用する毛布、オムツ、応急救護セットなどの物資を常備しておく必要があることから、日用品としてこれらを備えておくよう努めるものとしたものです。
- ・ また、災害により、交通インフラの寸断や停電により物資の供給が滞ることも想定されるこ

とから、施設機能の低下又は停止に備えるため、同計画では、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行うこととしており、発電機、照明器具、簡易型トイレ、シート類など防災に関する資機材の備蓄に努めるものとし、平時においてはこれらの資機材の稼働状況等について点検や整備を行うよう努めるものとしたものです。

- これは、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる災害時要援護者であることによるものですが、通所のサービス事業者においても、災害時要援護者がその事業所を利用している時に罹災した場合に備え、その規模・運営形態・利用者の障害の種類等に応じての備蓄や整備を行うものとします。

2 相談室の設置について

(1) 概要

本県においては、国基準省令に相談室設置の規定がない一部の障害福祉関係の施設・事業所について、プライバシー保持の観点から相談室の設置を規定しました。

基準において個別支援計画の作成、相談及び援助の提供が規定されているが、これらを行うにあたりプライバシーが保持できる相談の場が必要なためです。

なお、同一の敷地内にある他の事業所等の設備を相談室として使用できる場合で、入所・利用する障害児者の支援に支障がないときは、相談室を設けないことができるものとした。

また、既存施設・事業所が不適合にならないように、次期改築まで相談室を設けないことができる経過措置を設けました。

(2) 条例で新たに相談室設置を追加したサービスについて

児童発達支援センターであるものを除く指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター、指定療養介護及び療養介護

(例示：指定児童発達支援)

国基準省令	県 条 例
(設備) 第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備) 第十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この項及び附則第四条において同じ。)は、指導訓練室及び相談室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定児童発達支援事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。
2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
	3 第一項に規定する相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を備えなければならない。
	4 第一項に規定する相談室及び指定児童発達支援の提供に必要な設備は、障害児の支援に支障がない場合は、兼用することができる。